

令和8年度 志摩市道路土工構造物基礎調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、「令和8年度 志摩市道路土工構造物基礎調査業務委託」（以下、「本業務」という）に適用するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっての一般事項は、「三重県業務委託共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という）によるものとする。

第2条 通則

本業務は、特記仕様書及び下記の要領に基づき実施する。なお、特記仕様書や各種要領に明示なき事項、又は疑義が生じた場合には受発注者間で協議の上、対応方針を決定する。

- ・道路土工構造物技術基準【国土交通省】
- ・道路土工構造物技術基準・同解説【日本道路協会】
- ・道路土工構造物点検要領【国土交通省】
- ・道路土工構造物点検必携【日本道路協会】
- ・その他関係法令及び諸規則

第3条 業務目的

本業務は、「道路土工構造物点検要領」（以下、「点検要領」という）に規定された特定道路土工構造物を対象に、点検候補箇所を選定し、点検要領に準拠した点検を行うための基礎資料を作成するものである。

第4条 関係官公庁の手続き等

本業務の履行に必要な関係官公庁等に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

第5条 交通安全管理

本業務の履行にあたっては交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

第2章 業務内容

第6条 対象路線及び対象箇所

本業務の対象箇所は、志摩市が管理する市道のうち、緊急輸送道路に該当する路線とし、延長は約15kmである。

第7章 業務の構成

本業務は、以下のものより構成される。

1. 計画準備
2. 調査箇所の選定
3. 現地確認・現地踏査
4. 報告書の作成
5. 打合せ等

第8条 業務内容

1. 計画準備

本業務の実施に先立ち、本業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務概要、実施方針、業務工程及び打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

2. 資料収集整理

受注者は、発注者が貸与する資料及び業務に必要な資料を収集整理する。

3. 調査箇所の選定

現地踏査に先立ち、事前に調査箇所の選定を行う。

4. 現地踏査

効率的な箇所抽出の計画立案のため現地踏査を行う。

5. 報告書作成

本業務の作成した資料、利用した資料の整理・とりまとめを行い、共通仕様書に基づき報告書を作成する。

位置図については、志摩市管内図に点検箇所の位置を示すものとする。

6. 打合せ等

打合せは、業務着手時、中間時（1回）及び成果品納入時の計3回とするが必要に応じて随時行う。

第3章 その他

第9条 貸与資料

本業務において貸与する資料は、以下のものである。

- ・管内図
- ・道路台帳附図
- ・その他、発注者が必要と認める資料

第10条 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書及び電子媒体
- (2) その他発注者の指示するもの。